

○奈良県警察庁舎管理規程（昭和50年12月11日本部訓令第17号）

[沿革] 昭和51年8月本部訓令第4号、52年9月第12号、54年3月第7号、56年3月第4号、59年12月第11号、62年3月第6号、平成3年2月第3号、4年5月第15号、5年7月第21号、7年12月第32号、8年10月第15号、9年8月第12号、10年12月第18号、12年6月第12号、13年3月第3号、14年7月第17号、16年3月第5号、6月第11号、20年3月第6号、第11号、23年11月第20号改正

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 庁舎等の秩序の維持（第8条—第11条）

第3章 庁舎等の維持管理及び防護対策（第12条—第18条）

第4章 異常事態発生時の措置（第19条・第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めのあるもののほか、警察庁舎等における秩序の維持及び災害等の防止、その他庁舎等の管理について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察庁舎等 奈良県警察本部庁舎（以下「本部庁舎」という。）、本部庁舎以外の警察本部の庁舎、警察署庁舎及びこれらの附属工作物（塀、柵、樹木等を含む。）並びにその敷地をいう。
- (2) 本部庁舎 奈良県庁舎管理規則（昭和44年6月奈良県規則第20号）第2条第2号に定める本庁庁舎のうち警察本部の用に供する部分をいう。
- (3) 所属長 奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号。以下「処務規程」という。）第2条第4号に定める所属長をいう。
- (4) 職員 処務規程第2条第5号に定める職員をいう。
- (5) 受付勤務員 前号に規定する職員のうち命を受けて、庁舎の警戒・警備及び来庁者に対する案内等の勤務に当たる職員をいう。
- (6) 異常事態 次に定める場合をいう。

ア 警察庁舎等若しくはその周辺において、爆破又は団体若しくは多衆による不法

行為が行われ、又は行われるおそれがあるとき。

イ 警察庁舎等又はその周辺において、災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。

ウ その他庁舎管理者が異常事態と認めるとき。

(庁舎管理者)

第3条 この規程において、庁舎管理者とは警察本部長（以下「本部長」という。）をいい、警察庁舎等の管理に関する事務を総括して行う。

(庁舎管理責任者)

第4条 警察庁舎等を管理するため、次表に定める区分により各庁舎に庁舎管理責任者を置く。

区 分	庁 舎 管 理 責 任 者
本部庁舎	会計課長
警察本部榎原分庁舎（以下「榎原分庁舎」という。）	
警察本部第二庁舎（錬成館を含む。以下「第二庁舎」という。）	第二庁舎統括官
科学捜査研究所庁舎	科学捜査研究所長
鉄道警察隊庁舎（王寺分駐所を含む。）	地域課長
警察航空隊庁舎（格納庫を含む。）	
運転免許課庁舎（別館、安全運転学校、運転免許試験場コース及び駐車場を含む。）	運転免許課長
高速道路交通警察隊庁舎（小瀬分駐隊及び針分駐所を含む。）	高速道路交通警察隊長
警察学校庁舎（射撃場及び体育館を含む。）	警察学校長
車両整備工場	警務課長
交通管制センター庁舎	交通規制課長
交通反則通告センター庁舎	交通指導課長
警察署庁舎（交番及び駐在所等を含む。）	警察署長

2 庁舎管理責任者は、職員を指揮し、その所管に係る警察庁舎等の使用の規制、秩序の維持及び災害等の防止（以下「庁舎管理」という。）に関する事務に従事しなければならない。

3 櫃原分庁舎及び交通反則通告センター庁舎については、その管理の万全を図るため、庁舎管理責任者の職務を代行する者を置き、櫃原警察署長をもって充てる。

(防火管理者)

第4条の2 警察庁舎等（第二庁舎、運転免許課庁舎、警察学校庁舎及び各警察署庁舎に限る。）に消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する防火管理者を置き、庁舎管理責任者をもって充てる。

2 防火管理者は、消防法第8条第1項の規定に基づき、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成
- (2) 消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施
- (3) 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (5) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理
- (6) 前5号に掲げるもののほか、防火管理上必要な業務

3 前項（第1号を除く。）の規定は、防火管理者を置かない警察庁舎等の庁舎管理責任者について準用する。この場合において、同項第2号中「消防計画に基づく消火」とあるのは「消火」と読み替えるものとする。

(室使用責任者)

第5条 庁舎管理責任者は、勤務時間中使用する事務室等の管理及び保安のため、当該室又は場所（以下「事務室等」という。）の使用責任者（以下「事務室等使用責任者」という。）を定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、本部庁舎、第二庁舎、櫃原分庁舎及び交通反則通告センター庁舎における事務室等使用責任者については、次表に定めるとおりとする。

区 分	室 又 は 場 所	事務室等使用責任者
本 部 庁 舎	部 長 室	部の庶務を担当する所属長
	首席監察官室	監察課長
	各所属（課の附置機関を含む。近畿管区警察局奈良県情報通信部（以下「情報通信部」という。）を除く。）の室（当該所属の室に付随する室及び場所を含む。）	当該所属長
	倉 庫	当該倉庫の使用に係る所属長（部において使用するものにあつては、部の庶務を担当する所属長）

	公安委員会室 本部長室 応接室 聴聞室	総務課長
	電話交換室 庁舎警備室 女子更衣室（女子仮眠室を含む。）	警務課長
	印刷室 通送室 コピー室	情報管理課長
	警察記者室（記者会見室を含む。）	県民サービス課長
	クリーニングコーナー	厚生課長
	SIT対策室 取調室	捜査第一課長
	総合指揮室	警備第二課長
	情報通信部（通信庶務課、機動通信課、通信施設課及び情報技術解析課）事務室	通信庶務課長
	保全センター 通信機械室 有線保全室 無線保全室	機動通信課長
第二庁舎	各所属の室	当該所属長
	図化室	交通指導課長
	錬成館	教養課長
橿原分庁舎	自動車警ら隊橿原分駐所（車庫を含む。）	自動車警ら隊長
	鑑識課機動鑑識班室	鑑識課長
	機動捜査隊橿原分駐隊	機動捜査隊長
	交通管制中和サブセンター	交通規制課長
	高速道路交通警察隊橿原分駐隊	高速道路交通警察隊長
交通反則通告センター 庁舎	交通機動隊橿原分駐所	交通機動隊長

（会議室等の使用）

第5条の2 会議室、研修場その他事務室等使用責任者の定められていない室又は場所

を使用しようとするときは、庁舎管理責任者の承認を受けなければならない。

(職員の協力義務)

第6条 職員は、常に警察庁舎等の保安及び秩序の維持に努めるとともに、庁舎管理責任者又は事務室等使用責任者が庁舎管理上必要な事項を指示したときは、その指示に従い、積極的に協力しなければならない。

(庁内記章の着用)

第6条の2 職員は、本部庁舎に入庁しようとするとき及び本部庁舎に在庁中は、別に定める庁内記章を着用するものとする。ただし、制服を着用している警察官等は、この限りでない。

2 職員以外の者を本部庁舎に入庁させるときは、庁内記章を貸与し、在庁中は庁内記章を着用させるものとする。

(当直長等の庁舎管理)

第7条 当直勤務中は、当直長又は当直勤務員中の上位者若しくは前任者（以下「当直長等」という。）が、当直勤務員を指揮して庁舎管理事務を代行するものとする。

2 当直勤務員は、当直長等を補佐し、警察庁舎等の保安及び秩序の維持に努めなければならない。

## 第2章 庁舎等の秩序の維持

(許可事項)

第8条 警察庁舎等において、次の各号に掲げる行為をしようとする者には、当該各号の事項について、あらかじめ口頭又は書面により、当該庁舎管理責任者の許可を受けさせなければならない。

(1) 仮設工作物を設置しようとする者

(2) 物品の販売又は宣伝、保険加入等の勧誘、寄付金の募集その他これらに類する行為をしようとする者

(3) 印刷物その他文書、図画を配布し、又は掲示しようとする者

(4) 旗、のぼり、プラカードその他これらに類する物を持ち込もうとする者

(5) 拡声器により放送しようとする者（職務上必要な指示、命令又は連絡をする場合を除く。）

(6) 集会その他の行事をしようとする者

(7) 団体で見学等のため立入ろうとする者

(8) ストーブ、電熱器その他の火気を使用しようとする者

2 庁舎管理責任者は、前項の許可に必要な条件を付することができる。

(禁止事項)

第9条 庁舎管理責任者は、次の各号に掲げる者を警察庁舎等に立入らせてはならない。

- (1) 明らかに集団示威行為のための立入りと認められる者
- (2) 正当な理由なく、銃器、凶器、引火性の物、爆発性の物、劇毒物その他危険物を携帯する者
- (3) 事務を妨害し、一般来庁者に迷惑をかけ、その他庁内の秩序を乱すおそれがある者

2 庁舎管理責任者は、警察庁舎等において次の各号に掲げる行為をさせてはならない。

- (1) 警察庁舎等又は警察庁舎内の物件を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 職員に面会を強要すること。
- (3) けん騒にわたる行為をすること。
- (4) 座り込みその他通行の妨害となるような行為をすること。
- (5) 寄付を強要し、又は押売りをすること。
- (6) 庁舎管理責任者の定める場所以外の場所で、火気を使用すること。
- (7) 立入りを禁止した区域又は場所に立入ること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、庁舎管理上支障があると認められる行為をすること。  
(退去命令等)

第10条 庁舎管理責任者又は受付勤務員若しくは庁舎管理責任者から命を受けた職員は、第8条第1項の許可を受けなかった者、同条第2項の許可に付された条件に違反した者、又は前条の禁止事項に違反した者に対し、警告を発し、その行為を中止させ、又は警察庁舎等から退去させる等、必要な措置をとるものとする。

2 受付勤務に関する細部的な事項は、別に定めるものとする。

(予防措置)

第11条 職員は、周囲の事情から判断して庁舎管理のために必要があると認めるときは、警察庁舎等に立ち入ろうとする者又は警察庁舎内にある者に対し、質問その他必要な措置をとるものとする。

2 庁舎管理責任者又は事務室等使用責任者は、所管の警察庁舎等又は事務室等について、危険防止、秘密保持又は庁舎管理のため、必要があると認めるときは、表示を行い、立入禁止の措置を講ずるものとする。

3 庁舎管理責任者は、庁舎管理上必要があると認めるときは、警察庁舎等の敷地内において、自動車その他の車両の通行を制限し、又は禁止するものとする。

### 第3章 庁舎等の維持管理及び防護対策

(庁舎等の維持管理)

第12条 庁舎管理責任者は、その所管に係る警察庁舎等及び備品、装備品等の清潔、せ

いとん、整備に留意し、その適正な維持管理に努めなければならない。

- 2 警察庁舎内の廊下、階段等にみだりに物件を放置してはならない。職員は、常にせいり、せいとんに努め、庁舎を清潔な状態に保たなければならない。

(盗難の防止)

第13条 職員は、庁舎管理について常に自衛防護意識をもち、室又は備品等の施錠及び、かぎの保管を的確に行い、無防備な状態にならないよう留意する等、積極的に盗難防止に努めなければならない。

- 2 警察庁舎等における出入口の開閉については、当該庁舎管理責任者が別に定めるものとする。

(かぎの引継ぎ)

第14条 各室の最終退庁者は、室内の異常の有無、火気の始末及び窓の閉鎖を確認し、出入口を完全に施錠した後、当該室のかぎを当直勤務員に引継がなければならない。

- 2 室が勤務中不在となるときは、前項に準じて施錠し、当該室のかぎを庁舎管理責任者又は庁舎管理責任者の命を受けた職員に引継がなければならない。

(火災の予防)

第15条 所属長は、庁舎の火災予防について十分な注意を払い、本部にあつては次席、副所長、副隊長又は副校長、警察署にあつては副署長又は次長及び分庁舎所長を火気取締責任者として定め、また、火気取締責任者は、各室又は各施設ごとに火気始末責任者を指定して火気の手締りを厳重にしなければならない。

(防火に関する遵守事項)

第16条 職員は、常に火災予防について注意を払うとともに、火気の使用にあたっては、奈良県警察本部庁舎防火管理規程（昭和40年12月本部訓令第15号）第12条に定める事項を遵守しなければならない。

(異常事態に対する対策)

第17条 庁舎管理責任者は、異常事態に対処するため、庁舎の防災、防護対策を整備しておかななければならない。

(非常持出し)

第18条 所属長は、重要な物品については、その容器の見やすい箇所に、赤色で直径5センチメートルの円型を記し、非常の際には、直ちに持出しできるように処置しておかななければならない。

#### 第4章 異常事態発生時の措置

(即報義務)

第19条 職員は、第2条第6号に定める異常事態を認めたときは、庁舎管理責任者に即

報しなければならない。

- 2 前項の即報を受けた庁舎管理責任者は、速やかに庁舎管理者に報告しなければならない。

(庁舎防護隊の編成、運用等)

第20条 庁舎管理責任者は、異常事態に際し、必要があるときは庁舎防護隊を編成し、庁舎の防護及び事態の処理に当たるものとする。

- 2 前項の場合において、本部庁舎の防護については、警備部警備第二課長が当たるものとする。

- 3 庁舎管理責任者は、異常事態に際して特に必要があると認めるときは、この規程にかかわらず応急の措置を講ずることができる。

## 第5章 雑則

(交番及び駐在所の秩序の維持等)

第21条 交番及び駐在所の秩序の維持、維持管理及び防護対策については、第2章及び第3章の規定(第13条第2項及び第14条第2項を除く。)の例による。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和50年12月11日から施行する。

(旧規程の廃止)

- 2 奈良県警察本部庁舎管理規程(昭和40年4月奈良県警察本部訓令第2号)は廃止する。

(関係規程の一部改正)

- 3 奈良県警察処務規程(昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

- 4 奈良県警察本部庁舎防火管理規程(昭和40年12月奈良県警察本部訓令第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

- 5 奈良県警察文書規程(昭和43年12月奈良県警察本部訓令第22号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (昭和51年8月19日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和51年8月19日から施行する。

附 則 (昭和52年9月13日本部訓令第12号)

この訓令は、昭和52年9月13日から施行する。

附 則 (昭和54年3月26日本部訓令第7号)

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月27日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年12月6日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和59年12月6日から施行し、昭和59年11月20日から適用する。

附 則 (昭和62年3月24日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年2月28日本部訓令第3号)

この訓令は、平成3年3月4日から施行する。

附 則 (平成4年5月18日本部訓令第15号)

この訓令は、平成4年5月18日から施行し、平成4年3月13日から適用する。

附 則 (平成5年7月23日本部訓令第21号)

この訓令は、平成5年7月26日から施行する。

附 則 (平成7月12月7日本部訓令第32号)

この訓令は、平成7月12月7日から施行する。

附 則 (平成8月10月16日本部訓令第15号)

この訓令は、平成8年10月16日から施行し、平成8年9月2日から適用する。

附 則 (平成9年8月28日本部訓令第12号)

この訓令は、平成9年8月28日から施行する。

附 則 (平成10年12月1日本部訓令第18号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成10年12月13日から施行する。

附 則 (平成12年6月5日本部訓令第12号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成12年6月5日から施行する。

附 則 (平成13年3月22日本部訓令第3号)

この訓令〔中略〕は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月22日本部訓令第17号)

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月23日本部訓令第5号)

この訓令は、平成16年3月25日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成16年6月1日本部訓令第11号)

この訓令は、平成16年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月7日本部訓令第6号)

この訓令は、平成20年3月10日から施行する。

附 則 (平成20年3月10日本部訓令第11号)

この訓令は、平成20年3月28日から施行する。

附 則 (平成23年11月30日本部訓令第20号)

この訓令は、平成23年11月30日から施行する。